

2020年6月

新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

関釜フェリー株式会社

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、船社として持続的な対応が必要である。当社が航路運営に向けてその責務を果たしていくためには、事業実施のために必要な感染拡大予防対策を講じていくことが必要である。

このため、基本的対処方針の変更をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、ガイドラインを策定するものとする。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が終息するまでの間の対応を整理したものである。本ガイドラインに基づき、実行可能な効果的な対策を、迅速かつ適格に講じて、感染拡大の予防に万全を期していく必要がある。

尚、本ガイドラインは、原則的な対応策を定めたものであり、具体的な対応については別途定める新型コロナ感染症予防行動計画による。

2. 用語

(1) 有症者

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、臭覚・味覚の異常など、健康状態に何らかの異常を呈している者

(2) 濃厚接触者

有症者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ① 有症者と長期間の接触（船内等を含む）があった者
- ② 適切な防護服なしに有症者を診察、看護又は介護していた者
- ③ 有症者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染防止策なしで有症者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

(3) 保健所又は検疫所

- ① 日本国内で寄港する場合
 - a) 外航船は検疫所
 - ② 海外で寄港する場合
 - a) 寄港国の検疫
 - b) 会社や代理店を通じて国土交通省海事局に報告
- ※ 保健所一覧、検疫所一覧は別紙○

3. 乗客、乗組員への感染予防策

(1) 乗客の乗船時

- ① 乗船前の検温実施
 - a) 乗客に対し乗船前に非接触体温計、サーモグラフィ等による検温を実施すること
- ② 健康質問票の提出等
 - a) 当社所定の様式により、乗客に健康質問票を提出させること。
 - b) 健康質問票には、乗船4日前までの渡航歴、感染者との接触、体調不良（軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む）、体温を含めること。
 - c) 乗船までの移動時についても、感染予防に努めるよう、あらかじめ乗客に周知すること。
- ③ 乗船拒否の判断
 - a) 検温や健康質問表の結果、感染が疑われる乗客があった場合、責任者の判断の下、約款に基づき当該乗客と同行者に対して乗船できない旨を通知すること。
 - b) 上記については、あらかじめ乗客に周知すること。
- ④ 乗船受付時の感染防止策
 - a) 乗客に対するマスク着用の注意喚起、受付スタッフのマスク着用等の感染防止策を講じること。

(2) 船内での乗客への注意喚起

- ① 咳エチケット（可能な限りマスク着用）や手洗い・消毒の励行等の注意喚起を行うこと。
- ② 体温測定等、体調の管理に関する注意喚起を行うこと
- ③ 人と人との間に十分な距離を保持（可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上）するよう注意喚起を行うこと。
- ④ 体調に何らかの異常があった場合には、速やかに船内クルーに伝えること。

(3) 船内施設

- ① レストラン（乗客用）、食堂（乗組員用）での感染防止のため、必要に応じ、座席数を減らす、対面を避ける、食事時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ② 密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の使用方法について検討すること。
- ③ 船内で不特定多数が接触する物品・機器（電話、パソコン、スイッチ等）、手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器などの接触部分について消毒を実施すること。
※接触部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効とされている（厚生労働省の HP 参照）。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用するなど使用方法の詳細はメーカーのホームページで確認すること。
- ④ （入手可能な場合には）感染防止に有効とされている擦式アルコール手指消毒薬を船内に備え付け、③の什器などの接触の後に使用するよう周知すること。
- ⑤ 洗面台、トイレ等にせっけんによる手洗いを徹底するように指示を行うこと。
- ⑥ 「換気が悪い空間」としないために、換気設備を適切に運転・管理すること。
- ⑦ 必要に応じ、乗客が使用可能な非接触型体温計、サーモグラフィ等を船内に設置すること。

(4) 乗組員などへの対応について

- ① 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保等の健康管理を心掛けること。
- ② 疲労の蓄積につながるおそれのある長時間の時間外労働を回避すること。
- ③ 1日2回（日帰りの場合は出勤前のみ）の体温測定（非接触でない場合は、毎回アルコールで消毒）、咳や発熱等の有無を確認するなどによる健康状態の確実な把握を行い、記録すること。
- ④ 咳エチケット（可能な限りマスク着用）を徹底すること。乗客との接客時も可能な限りマスク着用すること。
- ⑤ 船内執務室や作業場等においては、人と人との間に十分な距離を保持（可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上）すること。
- ⑥ 物品・機器等（作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人で共用しないこと。ただし、やむを得ず共用する場合には、消毒等感染防止措置を講じるとともに、共有した者を特定できるよう記録をつけること。

- ⑦ やむを得ず訪船者に対応する場合は、仕切りのない対面での接触機会は避けること。
また、訪船者に対し、感染防止策への協力を要請すること。

(5) 乗組員の交代時について

- ① 乗組員は交代予定日の14日前から体温を計測し、体調等について確認を行ったうえ、乗組員の同居家族に体調等についても同様に確認を行うこと。また、乗組員本人やその同居家族に発熱、咳などの健康状態に何らかの異常があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、保健所に相談させて自宅待機とし、結果について報告すること。
- ② 感染が判明した際に対応の連絡を取りやすくするため、乗組員の交代状況と連絡先については、雇用継続の有無にかかわらず、把握するようにすること（派遣船員については派遣先も同様）

(6) 乗組員の上陸（外出）について

- 乗組員は、感染予防の見地から、上陸（外出）を控えるようにすること。やむを得ず上陸する場合は、感染予防策を徹底すること。

4. 有症者が発生した場合について

- (1) 有症者が発生した場合、船内責任者は本社と協議のうえ、必要に応じ入港しようとしている港、もしくは接岸している港の最寄りの保健所又は検疫所に連絡し、指示を受けると同時に海事局に報告する。
- (2) 保健所又は検疫所の指示に従い、船内でのイベント・施設利用の中止・縮小、乗客の船室内待機、乗組員の個室管理等、必要となる措置を講じること。
- (3) 保健所又は検疫所の指示に従い、有症者を下船させ病院等へ搬送等の措置をとること。なお、搬送の場合には公共交通機関を利用しないこと。
- (4) 保健所又は検疫所の指示に従い、消毒を含めた必要な措置を実施すること、自ら消毒作業ができない場所であって、専門業者等に消毒を依頼する場合は、必要に応じて保健所又は検疫所に適切な消毒業者等の紹介を要請すること。
- (5) 有症者の感染検査結果が得られるまでは、出航せず待機することとし、待機場所については、関係者と協議のうえ、保健所または検疫所、及び海事局に報告すること。
- (6) 上記事態が海上で発生した場合、必要に応じ寄港国の検疫に連絡するとともに、指示を受けること。また、併せて海事局に報告すること。

5. 有症者の感染が確定した場合について

- (1) 有症者の感染が確定した場合、改めて保健所又は検疫所に連絡し、乗組員又は乗客の濃厚接触者の調査への協力及び消毒作業に係る指示を仰ぐこと。
- (2) 濃厚接触者は、保健所又は検疫所の指示に従い、隔離など他者との接触が極力ない環境で待機させたいえ、保健所または検疫所の感染検査に居力すること。なお、この場合、本船は原則として待機状態とすること。
- (3) 濃厚接触者以外の乗客・乗組員への対応については、保健所又は検疫所の指示に従うこと。
- (4) 上記(2)の感染検査の結果、陽性が判明した場合、当該陽性者の取り扱いについては、保健所又は検疫所の指示に従うこと。
- (5) 上記事態が海外で発生した場合、必要に応じ寄港国の検疫に連絡するとともに、指示を受けること。併せて海事局に報告すること。

6. 各事業所における対応について

各事業所における新型コロナウイルス感染症の予防対策については、(一社)日本経済団体連合会が公表した「オフィスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に従い対応する。

以 上